

令和7年度第3回滋賀県社会福祉審議会総合企画専門分科会概要

1 開催日時 令和7年8月5日(火)14時00分～16時00分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 災害対策室3・4

3 出席委員

朝比奈 遥、石黒 賀津子、岡村 敦史、金子 秀明、空閑 浩人、小菅 俊二、杉山 好和、谷口 郁美、丸本 千悟、村松 明日香、山川 すゑ子、山口 浩次、幸重 忠孝

4 欠席委員 楠神 渉

5 事務局

健康福祉政策課：長崎課長、高木主幹、石田主査、中川主任主事、森主事

6 議題

(1) (報告)関係団体ヒアリングの状況について

(2) 次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案について

(3) 本県の地域社会を取り巻く現状の修正について

(事務局)

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第3回総合企画専門分科会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の高木と申します。

前回と同様に本日の分科会もコミュニケーションについて配慮して進めます。改めて、会議の進行についての注意事項を申し上げます。発言の際にはマイクがお手元に届いてから、お名前を名乗った上で、できる限りゆっくり御発言をいただきたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。また、資料に沿って発言される場合は、資料番号、○ページ○行目の「△△」についてといった具体的な箇所を明示し、御発言いただきますよう併せてよろしくお願いいたします。

続きまして、会場内の状況について御説明します。会場の中央部分に机を「□の形」並ばせていただき、事務局の対辺上に空閑分科会長に御着席いただきまして、その左右には各委員の皆様にご着席いただいております。

本日、会場の傍聴席、報道機関の記者席には、今のところ出席者はございません。

滋賀県の事務局は、健康福祉政策課職員が5名参加させていただいております。

また、本日は、楠神委員が御都合により御欠席とあらかじめ伺っておりますので御承知おきをお願いいたします。

続きまして、会議の公開と会議の成立について確認します。本日の審議会は、公開で開催します。そのため傍聴が可能となっています。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御容赦いただきますようお願い申し上げます。

本日の専門分科会には委員 14 名中現在13名に御出席いただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規定第 4 条第 2 項の規定に基づき、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

【資料確認】

本日は、前回の分科会で御報告させていただきました関係団体以外のヒアリングの状況について事務局より御報告をさせていただき、その後、次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案について、委員の皆様で意見交換をしていただきたいと考えております。

また最後に、先日御協力いただきました事前照会で御確認と御意見を賜りました本県の地域社会を取り巻く現状につきましても、現在の作成状況を御説明させていただきまして、改めて御意見を賜りたいと思っております。

それでは早速議事に入らせていただきます。進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項により、分科会長がすることとされておりますので、空閑会長よろしく御願いたします。

(分科会長)

こんにちは。本日もよろしく御願いたします。

この分科会は、全部で4回を予定しており、本日が 3 回目となります。1 回目、2 回目で、委員の皆さんからたくさんの御意見いただき、その御意見をどのように集約していくのかというところで、この間も事務局ともやり取りをさせていただいております。今日は議題の中で骨子案があがっていますので、少しずつまとめの作業に入っていく段階かと思っておりますので、皆様から忌憚のない御意見をいただけたらと思っております。

それでは、本日の議題は3つございますので、順番に進めていきたいと思っております。まずは議題(1)「関係団体ヒアリングの状況について」事務局から御報告いただきまして、その後に皆様から御質問御意見等いただきたいと思います。それでは事務局からよろしく御願いたします。

【事務局より、資料2について説明】

(分科会長)

ありがとうございました。この間の関係団体のヒアリングの状況ということで、全体をまとめた形で御報告いただきました。

資料の内容でも構いませんし、今の御報告に関しても構いませんので、委員の皆様から御質問御意見等ありましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(委員)

公益財団法人滋賀県人権センターについて、職員から聞き取りしてくれたと思うのですが、整理された内容があまりにひどいと思っています。例えば、上から読むと、県内 25 館あって、そのうち 3 館は就労相談員がいるとなっていて、アンダーラインを引いて、現状として相談者の改善すべきことが多くて総合相談となっている。また就労、教育、福祉など、被差別部落の住民の価値観について書いてあるが、人権センターに聞いたことなのか。就労や教育や福祉などの課題は、被差別部落の人の価値観の問題に読み取れてしまう。部落差別は、そこに住んでる人の問題ではなく、今の日本社会の中で被差別部落が置かれている状況で、そこから生じてくる実態的な差別というものがあるわけで、被差別部落の人の責任ではありません。まさに部落差別が、そういう住民をそういったような実態に追い込んできたことから、それをなくすために、今様々な取り組みをやっており、隣保館もそのための相談やってるわけです。

もう一度、人権センターの職員からどういう相談をやっているのか、どういう取り組みをやっていて、正確に聞いてほしいと思います。

隣保館のワンストップ相談会へ行くと、いろんな課題があっても、そこで受け止めて、隣保館がコーディネーターとして、福祉や年金、医療保険、生活保護などを取りまとめて、行政との橋渡しをしています。相談に来る人は、一人ひとりの状況が違うわけで、例えば学校を卒業してる人もいれば学校行ってない人もいる。就労の経験でも、会社勤めをした人もいれば、会社勤めをせずに土木の日雇いで生きてきた人もいて、生活のスタイルは全然違う。そういう人たちの支援をするためには、一人ひとりの学歴や職歴に応じた形で支援方策を考えるわけで、そのための支援方策検討会を持っているはずですが、そういうことが書かれていないと地域総合センターは何をやっているのかということになるので、もう一度、担当者へ聞き取りをし、修正をお願いします。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。社会の側にまだまだ課題があるという趣旨ではあるのですが、もう一度しっかり聞き取りをさせていただいて、この資料の方もその部分は改めて差し替

えさせていただきます形で進めさせていただきたいと思います。

(委員)

先ほどの御意見につきまして、私もその部分を読んで、部落の人たちはこうであるという書き方がされていると余計に差別を生んでしまうのではないかと感じたので、ヒアリングの内容をまとめないといけないということはわかりますが、まとめすぎて誤解を与えるような伝わり方をするのは逆に良くない効果を生むので、人権センターだけではなく他の団体もそうですが、もう少し丁寧に相手の意図が伝わるようなまとめ方をしないと読んだ側が間違った捉え方をしてしまうという問題があると思いました。特に福祉の団体のヒアリングなので、その対象になる方のことについても触れている部分があるので、そういう方に対して誤解を与えるような内容になってしまうとせっかくヒアリングしたものであっても逆効果になるように感じました。

(分科会長)

ありがとうございます。その通りだと思います。こういう文脈で言っていないんじゃないかと思うんですけどね。いわゆる参議院選挙で問題になった切り取りですよ。切り取られると、元々の意味とは全然違う意味で言葉が先走ってしまうということになりますので、事務局の皆さんもあちこちお話を聞いて大変だと思いますが、趣旨がしっかり伝わるような形でお願いしたいと思います。私も研究で色々なインタビュー調査をしますが、このまとめで良いかというところは一度本人に聞きます。研究では、確認の作業をしっかりデータとしてやります。貴重な御意見ですので、ぜひ対応の方よろしくをお願いします。

それでは、他に御意見もないようですので、骨子案の議論に入っていきたいと思います。議題(2)次期「滋賀県地域福祉支援計画」の骨子案について事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局より、資料3、資料4について説明】

(分科会長)

前回、色々な御意見をディスカッションさせていただいた中の一つで、共生社会を構築するのか、深化とするのか、発展とするのか、充実とするのかという議論をしました。前回の議論の中で、いかにわかりやすく、伝わりやすく、そういった言葉を意図的に使っていくことが大事なのではないかということをお皆さんと共有したこともあって、「構築・充実」でいかがでしょうかという事務局からの提案でございます。

このような計画を作る時には、中学生にもわかるようにすることが大事だと思っているのですが、漢字が多いとも正直思うので、実際に県民の方に見ていただく時にはレイアウトやデザイン、カラーなどでもう少し親しみやすい形になるのかなと思っています。

特に御自身が発言されたところや、実際に関わられているところが反映されて、盛り込まれているかどうかの確認も含めて、御意見御質問等いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

資料4-1についてですが、指標はどこに記載されるのですか。

(事務局)

改定案で、誰もがみんな自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現を基本理念にさせていただきます。これが達成されているか、近づいているかを表すものとして、まず「共生社会になっていると感じる県民の割合」を全体指標にさせていただきたい。目標としては、これを増加させていきたいというところでございます。

資料4-1の3 ページ目以降に、基本方針ごとに指標を記載しています。例えば、基本方針Ⅰ.支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進の右下に指標という形で、「必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合の増加」と書いています。「だれ一人取り残さない」環境作りの推進を測るための指標として、福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合をあげています。これは県政世論調査で毎年県民の方に調査をしていますので、次期計画から指標にさせていただき、少しでも増加するように、それぞれの取組をさせていただきたいというものです。

(委員)

ありがとうございます。毎年そういうことを調査してそれを報告していくということですか。

(事務局)

御指摘の通りです。社会福祉審議会の本体で、この直近のデータとその前からこういった傾向を示しているのかを御報告させていただき、また各基本方針の下にいろんな取組を今後考えていくことになりますけども、そういった各取組の状況とあわせて報告をさせていただければと考えています。

(委員)

1 ページ目に全体指標の共生社会になっていると感じる人と書いてありますが、共生社会になっているという、何か完成しているみたいなイメージがあって、あまり使わないかなと思います。例えば共生社会への取組が進んできていると感じる人の割合とかの方が普通に使うのかなと思いました。

次に3 ページ、上側の囲みの指標なのですが、必要な福祉サービス利用できる環境って書いてあるのですが、必要な福祉サービスを利用できる環境か、もしくは必要な福祉サービス利用できる環境かのどちらかの方がいいかなと思いました。

あと、新興感染症というのがよくわからなくて今調べてたのですが、中学生が新興感染症といったときにわかりにくいので他に何かわかりやすい言葉はないかなというのを少し感じました。

ノーマライゼーションというのは、使う人は多く使うのでわかると思うのですが、先ほどいくつか案をあげておられましたが、どちらにしてもわかりやすい方がいいかなと思ったのでまた皆さんと一緒にいろいろ議論できたらと思いました。

(事務局)

1 点目の共生社会になっていると感じる人の割合の増加というところで、こちらについては、県の県政世論調査の調査項目としてまとめさせていただいているのですが、調査を違う部局がしていることもあり、御指摘いただいた内容をそのまま言葉として変えられるのかは確認しないとわかりませんが、長らくこの言葉を使っているというのは、おそらく委員が言われていたこと、共生社会に近づいているのかということに答えているのかなとは思っているところです。ちょっとここについては調査をしているところと話をさせていただきたいと思います。

2 点目の資料4-1の3 ページ目の基本方針Iの指標、必要な福祉サービスを利用できる環境というところで、御指摘いただきましたとおり、必要な福祉サービスを利用できる環境が整っていると感じる人の割合の増加という形に修正させていただきたいと思いますので、申し訳ありませんが、御了承いただければと思います。

次に、ノーマライゼーションのところですが、改めて事務局案として考えておりますのを申し上げますと、まず福祉理念の普及啓発で、ノーマライゼーションを福祉理念としてどうかということです。もう一点は、ソーシャルインクルージョン理念の普及啓発で、少し難しい言葉になってしまいますが、全体を包括する共生社会の理念として最近ソーシャルインクルージョンという言葉が使われているということから、案としてあげさせていただいておりますので、御議論いただければと思います。

最後に、新興感染症のところですが、御指摘のとおり、これまでコロナと書かれた部分を更新しております。これは、厚生労働省の方で、新型コロナという言葉を使わなくなっておりますので、それを踏まえるものになります。ただ、県民の方がわかりよいかといえばそうではないと思いますので、例えば補足として注記や注釈を付けさせていただいて少しでもわかりやすい形となるように対応を検討したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(分科会長)

ありがとうございます。国の通知とかでこの言葉を使っていたかと思います。新興感染症とは何だろうな、感染症でいいのにも思いながら、そういうコロナに代表される新しい感染症というところを意識して使われているのだろうと思います。

指標についてですが、計画の評価をしていかないといけないときに、理念とかで良いこと言ってるけれどもそれどうやって測るのか、評価するのかというところで、一つの指標を挙げておくということが大事で、それも評価しやすいような文言ということも大事かと思います。何か共生社会になってますか、なってませんか、というのはあんまり言わないなというのは私もそうだなと思っています。バリアフリー調査などのそれを実感するかとか、何かそういった少し評価指標として評価の項目としてこう答えやすいとか、評価しやすいようなのはまた考えていただいたらいいのかなとは思っています。

(委員)

先ほどと関連しまして、できたら最後の方でも構いませんので、そういう解説文みたいなのを載せていただくとありがたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

(分科会長)

ありがとうございます。用語の解説は、ぜひ載せていく必要があるかなというふうに思います。

(委員)

まとめの時期にきているときですが、一応意見として言わせていただこうかなと思います。計画があり、そこに向かって頑張りましょうというときに、軸になるのは指標だと思うのですが、指標には感じる人の割合があって、それを計るために県で行っている調査をもとに数値化するというのは、県のシステム上そのとおりの方法だと思うところと、そもそもだれ一人取り残さないということを文言にあげておきながら、結局の県政の調査に答える人たちは誰なのかという、やっぱり今生きているのがしんどい人たちは、おそらくそこまで目がいかないのでそう

いう声というのは拾われないのかなと思います。うちのところで言うと、子どもたちの声って本当に拾ってくれているだろうか。子ども基本条例の中で子どもの意見表明と言っているのですが、県政世論調査でしっかりと子どもの声が拾えるのかということ、そのアクセスできるような子どもたちや県に意見できるような子はごく稀にいますので、そういう子の声は拾い上げるのかなとは思いますが、結局、夏休みは一食しか食べてませんとか、暑くてもエアコンもないんですという子たちが、共生社会とか、福祉サービスされてるのかなみたいなことよりも、食事を三食食べたいと思ってるだろうなということは、きっと反映しないと思うのです。

これは障害がある人とか被差別部落で暮らす人たちも同じかなと思いますので、この指標はもちろん主軸で1本軸にして結構だと思うのですが、やっぱりだれ一人取り残さないということを地域福祉の方針としているのですから、そこをカバーするための指標のとり方、声なき声の人たちが本当に共生社会を感じているのか、それから必要な福祉サービスがあるのだろうかということを考えられたらよいかなと思います。

最近少し感じるのは、サービスが整っているけれども使えるのかということ、もう本当に使えないということ。我々が一緒に若者たちに付き合っても、やっぱり窓口に行っても使えなかったり、行っても非情にも傷つけられる、横にいても胸が痛くなるようなことがあって、これが助け合い社会の現実かとすごく感じるのです。そのため、その辺りを何とか拾えるような指標は県政世論調査のものを1本の軸でいいのですが、補助指標は考えていかないと本当にいいことだけを言って、一番しんどいところの声は拾えないということは危惧しているところで

す。

もうひとつは、資料の4-1、4-2にある取組内容の指標のことになりますが、3つ目の滋賀の福祉人の指標だけ急に数字が具体的にポンと出てきて、すごい違和感が今度はでてくるかなと思います。研修に参加した受講者数が増加したことを評価にしているのですから、これまでの抽象的な指標と比べると、受講者数が増加したら成果で成功しましたとなり、減少していたら成果が出ませんでしたというになってしまうと思うので違和感があるかなと。

滋賀の福祉人研修の受講者の話だったので、恥ずかしながらあまり詳しく知らなかったのですが、この間に調べたりとか、うちの職員とかに聞いてみると、やっぱり受けれる人は受けれるけど、受けれない人は受けれないということ。職員と話していたら、うちのNPOにはこういう研修の案内が来た記憶がないんだけど、あなたが今まで行政の福祉職で働いたり、施設で働いていた時に案内は来てたのって聞いたら、案内は来てたと言っていました。ただ、自分が嘱託職員のとときは行けなかったと言っていました。

今福祉の現場に人が足りてないので、正職の数が減って嘱託職員頼み、会計年度職員頼みになっているのに、皆さんの県庁職員もそうだと思うんですけど、その人たちは結局この人材研修を受けれないのに、これが指標の中で参加できる人があがる、つまり正職だけがどん

どん福祉の力をつけていく。会計年度職員や働けない人たちが頑張って福祉の職に就いたとしても、肝心のこの手の研修の中で滋賀の福祉人になるチャンスが得られないというのは、この増加数だけで指標を凶っていくのも、ずれがあるのではないかなと思っているので、やっぱりだれ一人取り残さないの前提になるような補助指標がないと駄目なのかなとは感じています。

(事務局)

滋賀の福祉人づくりのところの御指摘はまさにその通りで、これだけいわゆるアウトプットとなっており、研修すればするだけ増えるってような指標になっております。滋賀の福祉人がどんどん育成されているというのを測る指標というのは我々も正直悩ましいところではあるのですが、御指摘を踏まえてどういった指標が考えられるか、その計ることもできる指標でないといけないというところもあるので、そのあたりも踏まえながら少し考えたいなというふうに思います。

(分科会長)

計画に書かれたことがどのように地域の中で具現化されていくのかというところの進捗やどのように評価をしていくのかというところで、特定の人声だけでできて、できてないということになってはいけないというのは委員が言われるとおりに思います。そういう意味では、私が提案するのもなんなんですけれども、こういう地域福祉計画とか支援計画をつくったら、それをいかに動かして進捗をどう評価し、把握して、また修正して立て直すのかみたいなところなんだろうと思います。タスクフォースのような計画実行委員会であったり、行政職員さんがすることになるのですが、そこにいろいろな地域の人や民間の人たちが入りながら、計画がしっかりと動いているのかどうかであったり、何かそういったところをきちんと具現化されているのかどうかとか、計画を次に見るのは5年後みたいなことではなくて、そういったタスクフォース的な取り組みがあってもいいのだろうなというふうに思います。そこに我々委員がコミットするのもありですし、あるいはまた違う視点でこういう計画をみんなでどういうふうに実現していくか、あるいはどういうふうな人たちのことを拾えば、ここに書かれていることが評価されるよねというような、なんかそういうことの議論もこれからますます必要なかなというふうに思います。ここは、もちろん計画をつくる会議ですけれども、ちょっとこの計画の向こう側にある、どう実現させていくのかみたいなところも少し見通しを持てたらいいのかなと思いますし、そういうときにやっぱり委員の皆さんにたくさん協力していただけたらと思いますので、そういうことも一緒にできたらなっているのは思いました。

(委員)

先ほどの委員が言っておられた基本方針Ⅲの指標のことで、実際に福祉人研修を県社協が実行しているので、誤解がないように発言をさせていただきます。

滋賀の福祉人というのは現時点で保育も含めた福祉サービスの従事者たちの質の向上ということを県の中で保障していくという取組で大津市と滋賀県と県社協が協定を結んで広げていこうというふうになっています。

研修の対象は、福祉サービスに従事している人となっていますが、委員がおっしゃるように現時点では、サービスのところにしか案内を送れていないというところで、これは大事な課題だと思いますので、研修計画を立てるときに、県とも話をして、まず案内を含め、垣根を低くというのは大切なので意識していきたいと思います。

人材不足がある中で、全員受けてほしいけれども、新任期、中堅期、リーダー、管理職とあり、なかなか全部出してもらえないというのが職場の現状だと思います。ただ職場によってはうまく調整をしながら新任期のところを押しえてもらう工夫をされているところもあります。そのときに、どういった方が受講しているのかというのは、実施側は全く限定しておらず、パートやアルバイトの方であっても受けていただける方が良いと思っております。ただ、そういう環境が整っていないような難しい職場がたくさんあることも事実だと思いますので、この指標を使うのであれば補足するような、しっかり進んでいるか、環境が整っているのかということを見ていく取組とその進捗も大事だというふうに考えました。

(委員)

なかなかみんなに行き届かなかったり、歯がゆかったりすること、県の職員も我々この委員もせっかくこうやって議論していることが実現するのかということを見守るといって、そういうところの覚悟も持ちたいなと思いつつ聞いていました。そういうところでいくと、資料3の基本理念の主題のところ、誰もがみんな自分らしくという、ここの誰もがみんなについて事前照会の意見では、誰もがみんなというのはくどいのではないかっていう意見もあって、それもそうだなというふうに思いつつ、先ほどの議論からすると、だからこそあえて誰もがみんなってことを基本理念にして、正規職員だけでなく、嘱託職員も含めて、誰もがみんなのための滋賀の福祉人の研修会であるように、またその他の指標についても、基本理念のところに誰もがみんなという意味を込めているというあたりを共有することからすると、これは大事な表現だということに思いつつ聞いていました。また基本理念の誰もがみんなというところに、今後迷った時に立ち戻るといって意味でも私はこれに賛成だということに思いました。

それから資料 2 のところで、各団体にヒアリングに行ってもらっていて、それぞれまた見直ししながらなのですが、主な意見の取りまとめを4つにまとめているわけですが、このうちの上からひとつ目の間に、ぜひこのフードバンクびわ湖さんが言ってるように、物価高騰やガソリン代の高騰の影響とか、今現在社会の中での生活のしづらさのひとつに、物価高の問題、米やガソリン代の問題等が大事になってくるので、今回の計画作りのところで関係団体からヒアリングして全員からそういう声が出ているわけではないけれども、フードバンクなどはそのあたりのことを敏感に言ってくれたってということからすると、主な意見の取りまとめにそのあたりのことを入れといてもいいかなというふうに思ったところです。

(分科会長)

物価高騰のところはぜひ入れていただけたらなというふうに思いますし、多くの人たちが非常に身近に感じているところかなと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

今皆さんから御意見がありましたが、滋賀の福祉人ということが県の計画にきちんと書かれているっていうことは、私ども現場の人間にとって非常に意味があることだと思っています。私は滋賀の信楽学園、近江学園の取組に対し学生時代に感銘を受けて、何度も足を運んで滋賀の福祉に学びたいと思ってきた世代なので、福祉従事者研修ではなく、滋賀の福祉人というところには、先人の実践や理念というのを単純に崇拝するのではなくて、自分たちの価値観と照らし合わせて学び、さらに現代において作り上げていくというところで貴重な言葉であり、引き継いでほしいなと思っています。

先ほど話があったとおり県社協で研修は実施しているわけですが、各圏域の社会福祉協議会や民間の人が集まって、滋賀の福祉人ということで行っているの、そういうイズムが広がっていくことを推進していくのもいいんじゃないのかなと思います。

それと同じようにノーマライゼーションというところで、それを福祉の理念と置き換えるという提案がございましたが、これまでノーマライゼーションという言葉を使ってきたわけで、1981年の国際障害者年から約 45 年、ものすごい時代が来るんだと思ってましたけど、浸透したような浸透してないようなところで、現在ではソーシャルインクルージョンという言葉の方が多分ふさわしいのかもしれませんが、私は共生社会ってことを言われるならやはりノーマライゼーションであり、ソーシャルインクルージョンであって、これもやっぱり言い続けて、本当に人を排除しないって社会を作ろうという意味を浸透させていくという、その言葉を使い続けて伝えていくことにこそ意味があると思っています。福祉の理念という、何々の福祉ってどういう理念ですかということで、また注釈がいるのかなと思うので、私は使い続けて

もいいのではないかなと思っております。

また資料2の関係団体ヒアリングの状況のところ、先ほど人権センターの記述の御意見がありました、言葉の使い方として言わんとすることは十分わかるのですが、例えば労働者福祉協議会の引きこもりの人にとって居場所の役割はすごく大事ということはわかりますが、役割を与えることが大切というふうに書かれたものが公的な文書でできてしまうと、引きこもりの人たちに与える側と与えられる側という明確な位置関係を作ってしまうというところで、計画の資料ということでは基本的な姿勢というのが疑問視されてしまうと思うので、十分に吟味していった方がいいのかなと思って気になりましたので、よろしくお願いします。

(分科会長)

最後の話は私も含めて精進していかないといけないところだと思っております。

それと滋賀の福祉人というのは本当に他では聞かない言葉で、先ほどの委員の言葉で言うところの立ち返る言葉が私達にはあって、また滋賀の福祉の仕事するアイデンティティを、結局研修に行くか行かないかだけじゃなく、いろいろな形で感じられるような場が必要なんじゃないかというようなことはその通りだと思います。

(委員)

皆さんの御意見を聞かせていただき、全体も見させていただいて、大きなところはなかったのですが、これから取組の詳しいところを考えていくのが最後に出てくるのかなと思ってますので、その部分で先ほどのヒアリングの課題であるとか、そういったところが反映できるようにしていけたらなと思っております。

福祉人という言葉も愛荘町ができて、1次計画を作るときに愛荘人というのを作って、自分たちの町を愛するということを考えていこう、というところから出てきた意見として愛の福祉人っていうのがありまして、すごく身近に感じる言葉であるなと思ってます。

あと指標のことですが、うちの地域福祉計画は前の計画からずっと一緒のことをやっていたというふうになってきたかというところで、時期時期で見ているところがあるんですが、前に考えた指標というのは今では合わないものもあるので、そこは新しい指標を考えていくことも大事かなというふうに思います。

また資料4-1の3ページの基本方針Ⅱの指標についてですが、地域との繋がりが維持されていると感じる人の割合ということで、地域と答えるだけでしたら、人によって全然地域の範囲とかも違うかと思うので、この計画では、こういうことを地域といいますというのは必要なのかなと思いました。

(分科会長)

ありがとうございます。最後の指標の地域の扱いについて何かございますか。

(事務局)

ありがとうございます。先ほど申しあげました県政世論調査によるというところで、地域の注釈について、調査の際に地域の範囲の指定があるのかということが現状では確認ができないので、改めて確認させていただいて、今後意見照会なりさせていただくときに補足をさせていただきます。

(委員)

資料4-1の取組内容の第6章に基本方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとありますが、その中でⅠは、施策や法律や制度、施策に基づく事業としてしっかりと進めていくという部分が明確に書かれているところで大事なことです。そしてⅡのところは事業として地域づくりという名前が付くものがたくさん出てきていますけれども、そういうことだけにとらわれず、本当に地域の中で小地域福祉活動から始まり、狭いエリアの住民人口や住んでおられる方の様々な状況とか、どういう範囲がそれぞれの人々にとって暮らしやすいのか、またこの地域で暮らす住民同士が自分たちの力を出し合い、住んでいる人だけではなくて、企業や様々な関係者がその中で協働して良い町にしていくということを基盤的というか土壌みたいな位置づけで書かれていくことが大事だなというふうに思っていました。

ただその中で、Ⅱの一番最後の(6)に子供の貧困の解消に向けた対策の推進とあります。これは幸重委員がその分野で取り組んでおられるところだと思いますが、このこと自体は、もちろん地域住民というところで取り組むのも大事だけれども、施策としてセーフティーネットにあたるⅠのところにもしっかりある方がいいのではないかというふうに感じました。

(分科会長)

ありがとうございます。そういったところも最後に調整していきながら検討していきたいと思えます。

あまり委員長が先に言うてはいけないかなと思ったのですが、ノーマライゼーションについては、先ほどの委員の御意見に私は同感で、京都府城陽市での自立支援協議会に参加するときに、やっぱり当事者の方々は、今でもノーマライゼーションを使われています。ソーシャルインクルージョンは何かというと時代としては必要な言葉だったんだけど、私達はインクルーシブされる方なのかと。インクルーシブされる方におかれるという言葉の意味があって、

このインクルーシブ教育という使い方も抵抗があるというような。要するに、包摂する側とされる側という既に線引きがなされた上での言葉というのに少し違和感があるということ。そういう意味ではノーマライゼーションを言い続けるっていうのはとても大事で、当然その言葉の意味も時代とともに変わってくると思います。もう40年以上前の言葉であっても今のこの時代のノーマライゼーションの議論をしっかり私達がやるということが大事だというふうには思いますので、そのままでもいいのかなっていうふうに思っているところであります。要するに変わるところと変わらないところと、大切な言葉はしっかり継承していかないといけないという、何かその辺のところの議論かなというふうに思っておりました。

また後からでも御意見いただいたらと思いますので、もうひとつ議題がありますのでそちらに進めさせていただきます。資料は、5と6になります。本県の地域福祉を取り巻く現状の修正について事務局の方から御説明いただいて、また御質問等いただけたらと思います。ではよろしくをお願いします。

【事務局より、資料2について説明】

(分科会長)

ありがとうございます。最新のデータを踏まえつつ、計画の中身に反映させていきながら完成させていくというふうな作業になっていくのだらうと思いますが、今ゆっくり見る時間はないかなと思いますが、事前に御覧いただいたところも踏まえて、何か御質問とか御意見とかありましたらお願いしたいと思いますがいかがですか。あるいは先ほどの骨子案とかのところについての御意見でも構いません。

(事務局)

先ほどの県政世論調査についてお答えさせていただきます。地域との繋がりが維持されている場合の部分の地域とは何かという御指摘だったと思うのですが、この調査の中で経年的に聞いているもので、地域についての説明というのはそこには書かれておりませんので、この調査票を見られた方の認識の中で地域というのを捉えておられると思います。調査対象者については、18歳以上の方3,000人を無作為に抽出して、ある程度人口の構成とかを見ながらしているというものになってございますので、先ほどおっしゃったように子どもというのはいっていないということになっております。子どもの意見に関しましては、今回の計画の策定にあたって、子供の声のWeb調査というのを子ども若者部局でしていますので、その中で今回小学校、中学校、高校生に対して、ともに生きる地域づくりってどんなところですかというような趣旨の投げかけをさせてもらっております。これについてはまだ回答がきてないので

が、できてきたら御参考にしていければというふうにも思います。

(分科会長)

議題3の本県を取り巻く現状の修正に限らず全体通してでも構いませんので、何か言い残したことや御発言がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

資料4-2の6章の基本方針IとIIのところなのですが、先ほど委員も発言されており、私もそうだなと思ったのは、6章のII(6)にある子どもの貧困の解消に向けた対策の推進というのが、地域づくりの推進の一番最後に入ってるんですけども、他のところと比べてみると少し違和感があるので、Iの「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進の(1)の下のところ、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進というのをしっかり入れて、具体的にどのようなことをするのかも①②と入れて、子どもをしっかりと真ん中に据えていくのがいいかなというふうに思いましたので、この段階で今回の基本理念からしても外せないところだということできちんと位置づけてほしいなというふうに思ってコメントしました。よろしくお願いします。

(分科会長)

そこはぜひ修正を検討していければと思います。

(委員)

資料6の10ページの特別支援学校の児童生徒数の推移のところ、資料5にも特別支援学校の児童の推移だけでは全体像が見えづらいというのがありますが、今資料6を見ていて思ったのは、障害者の状況という調査の中で、(3)の特別支援学校の幼児児童生徒のところにある幼児は削除してもらえということによかったですか。資料5では、幼児児童生徒の幼児を削除すると書いてあるので。

あと、手帳を持っているかどうかの調査は、障害児も含んでの調査だと思うので、学校のことを含めて書くとすれば8ページの4は障害児者の状況とかになるのかなとも思ったのですが、資料などでは大体児は外して書かれているかなとも思うので、良いのかわからないのですが、その言葉の使い方とどうされるのかと。

また、支援学校だけではなく、地域の学校に行って手帳持っている方もたくさんおられるので、特別支援学校の児童数の推移だけではなくそちらも含めた表か何かが必要なのかなと思ったところです。

(事務局)

資料5を御覧いただきまして、10 ページのところの幼児児童の幼児は必要ではないのではないかと御意見に対して修正しましたと書いてあるのですが、修正させていただいたのが資料6の10 ページの一番上のところをとりあえず直させていただいたんですけども、その前の9ページのところもあわせて修正をさせていただきたいと思っております。

また、障害児者ということですが、一定障害者という言葉の中で障害児の方も含まれるのかなと考えているところですけども、庁内の障害部局の方とも今相談しているところですので表記については考えていけたらなとは思っております。

特別支援学校の児童数のみではちょっと全体が見えづらいなというようなところで、資料5にあるように特別支援学級の生徒数の推移につきましても追加できないか検討しており情報収集しているところですので、追加で掲載できたらと考えているところです。

(委員)

子どもの分野に関し、地域福祉の計画ということで補足があったほうがいいかなというところがあったので伝えさせていただきます。資料6の10 ページ、11 ページの虐待の相談対応件数のところですが、種別とあって、高齢者と障害者の方に合わせてもらったのはいいなと思うのですが、虐待関係で皆さんが誤解してるところに、虐待は何かあったら児童相談所に連絡して何となく児童福祉が対応してくれるというイメージがあるんですけど、現実はそのとおりではなく、在宅支援つまり地域福祉で支えないといけないのが虐待支援の基本ということがこの数字では読み取れないなということ。例えば、令和4年度であれば虐待相談で対応している数が7901件あるんですけど、このうちのいわゆる一時保護所や施設、里親さんのところで見ている件数は大体5%ぐらいになります。その残りというのが、7901件のうち、7400件くらいになるかなと思うのですが、結局地域福祉で支えないといけない虐待層の子たちになってくるというあたりがわからないので、そこのデータを1個入れてもらえると改めてこの問題はもう専門ところに任しておこうではなく、地域の中で支えていくという意識になるのではということで、それをつけてもらうのがいいのではと思いました。

同様に、14 ページの不登校のところ、不登校の数が増えていますということもそうなんですけど、一番大事なのは不登校が悪いわけではなくて、学校に行けない状況になっただけでもしっかりと学びの機会があればいいということ。そこに繋がってない子が多いんだというところのデータは県でも作っているんで、今はここの割合を少しでも減らしていくことでないとゆくゆくは大人になって、場合によっては引きこもってしまったり、病気になってしまったりということに繋がっていくわけなので。私も日頃から関わっていて、学校に行っていない子どもたちに学びの機会を提供するのも地域のすごく大事な役割だなと思っているので、この部分は

追加であった方がいいんじゃないかと思っております。

(分科会長)

ありがとうございます。大事なところかと思いますが、事務局の方からいかがですか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。児童の虐待のところ、また不登校の部分について御意見いただきました。いただいた御意見も踏まえまして、より良い形になるように検討して進めていきたいなと思います。

(委員)

資料6の15ページのところに、特例貸付の説明がありまして、特例貸付の説明2行だけなんですけれども、主語をしっかりと書いてほしいのと特例貸付に関してはこれから償還のフォローアップ支援が10年以上続きますので、このところをしっかりと特例貸付がどうであるのかというのはしっかりと書き込んでほしいと思うので、また私も必要なら追記できればと思いますのでよろしくをお願いします。

(分科会長)

ありがとうございます。今日は資料もたくさんありましたのでこの後でも事務局の方にここはこういう文言の方がいいとか、ここはいかがかみたいな御意見御質問等は寄せていければというふうに思います。

それと冒頭でお伝えしましたように、この後また事務局の方から日程調整をさしていただきますけれども、ひとまず次回第4回が最後ということになりますので、その最終案の作成にあたってこの間で委員の皆様から今日の宿題もあると思いますので、いろいろとお聞きすることも御相談申し上げることもあるかと思いますが、より良い計画策定のためにもうしばらく御協力をお願いしたいと思います。そうしましたら、事務局の方に進行をお返します。

(事務局)

会長ありがとうございます。また本日は委員の皆様から貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございます。皆様から頂戴しました意見を踏まえまして、計画骨子案を整理させていただきたいと思います。

また、資料2のヒアリングの状況ですけども、委員から御指摘いただきましたので、改めてヒアリングの内容を確認させていただきまして、資料自体を修正したものを改めて共有をさ

せていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次回の第4回分科会が最後になりますけども、10月頃に開催をさせていただきたいというふうに思います。後日また事務局の方から日程調整の御協力をお願いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長からありましたとおり、4回目の分科会が最終というふうになります。これまでの御審議を踏まえまして、今回は、計画素案が主な議題となりますのでよろしくお願いいたします。今後計画の事務局案を策定させていただく中で、委員の皆様には、必要に応じて事前の照会であったり、個別で意見を伺ったりということで様々な御協力いただくことあるかと思います。皆様お忙しいとは思いますが、引き続き御協力どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の総合企画専門分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。